

# 令和7年度 第1回恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会

日時：令和7年7月8日（火）13時30分～  
会場：恵庭市民会館2階 大会議室

---

## <次第>

- 1 開会
- 2 保健福祉部長挨拶
- 3 委員・関係職員自己紹介
- 4 部会長・副部会長の選任
- 5 議事

### 【報告事項】

#### (1) えにわ障がい福祉プランの取組状況について

- ① 恵庭市障がい福祉計画の取組状況 資料1-1
- ② 恵庭市障がい児福祉計画の取組状況 資料1-2

#### (2) 障がい福祉施策における重点事項について

- ① 農福連携事業について 資料2-1
- ② 恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組について  
資料2-2
- ③ 障がい者差別解消法及び障がい理解の普及事業について 資料2-3

#### (3) 障がい者相談支援事業による「基幹相談支援センター」及び「障がい者 相談支援事業」の運営事業に係る事業者選定について 資料3-1

#### (4) (仮) こまば地域活動センター施設創設に対する財政支援について 資料4-1

- 6 その他
- 7 閉会

<MEMO>

A series of horizontal dashed lines for writing.

令和 7 年度 第 1 回社会福祉審議会障害者福祉専門部会

---

# 会 議 資 料

---



【 報 告 事 項 】

(1)えにわ障がい福祉プランの取組状況について

---

①恵庭市障がい福祉計画の取組状況



## 第4章 第7期恵庭市障がい福祉計画

---

### 1. はじめに

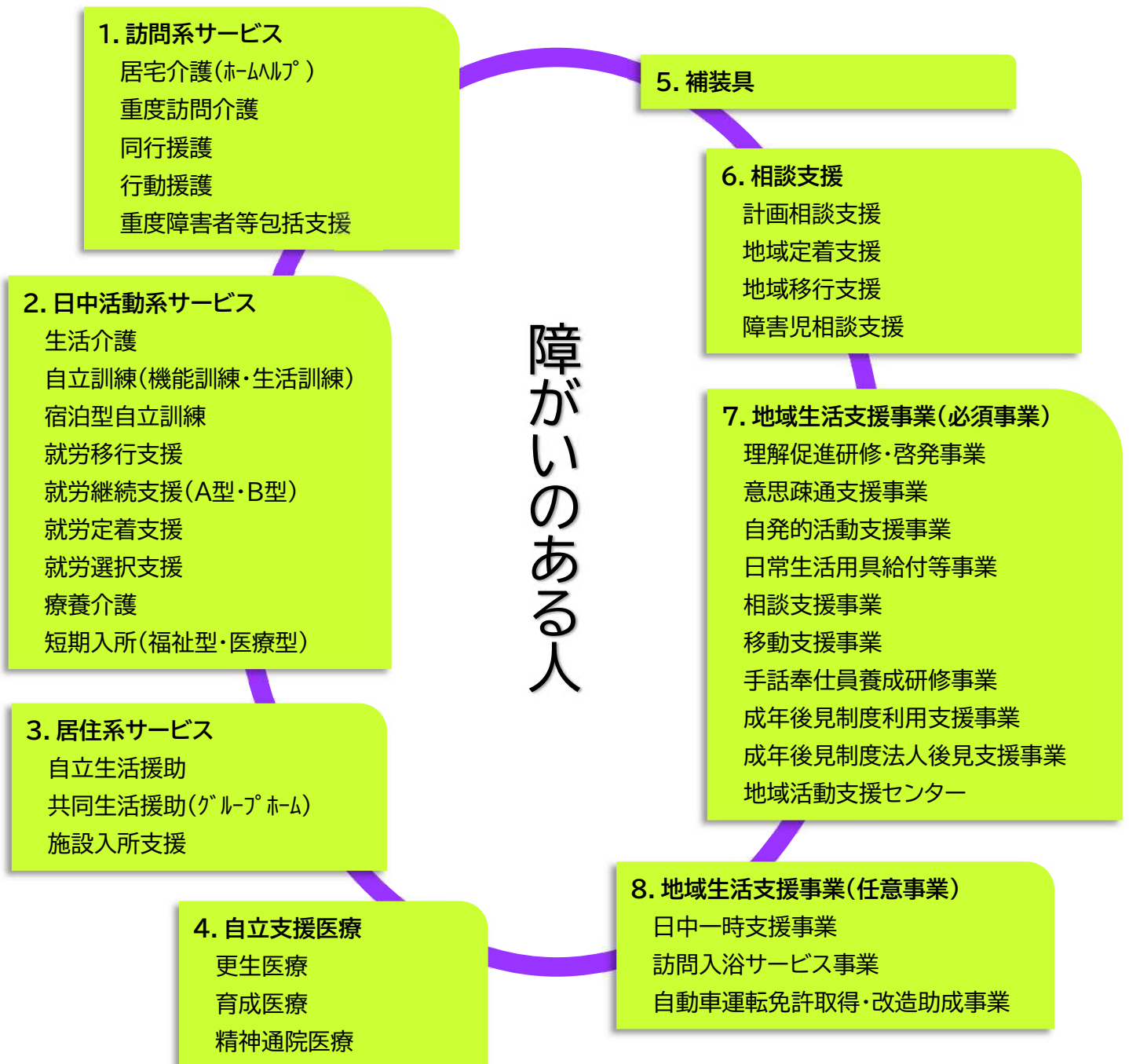
障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第7期恵庭市障がい福祉計画」を策定します。

第8期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障害福祉サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

### 2. 障がい者支援サービス体系

障がいのある人に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障害福祉サービスを表します。これらのサービスは、障がいのある人の自立を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付をする「自立支援給付」と、利用者の状況に応じ市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

■ 障がい者支援サービス体系 ■



### 3. 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度とし次の目標を定めます。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### ●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数の6%が地域生活へ移行すること、また令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることを目標としています。

##### ●恵庭市

###### 【現状】

市内には施設入所支援事業所は1か所あり、施設入所支援の利用者は、平成30年度は90人、令和4年度は88人となっており、ほぼ横ばいとなっております。施設入所者等の地域移行支援の利用者は、平成30年度は0人で、令和4年度も利用がなく、年平均で0人となっています。また、地域の受入側としての共同生活援助(グループホーム)の利用者は、平成30年度は83人、令和4年度は125人となっており、増加傾向にあります(1年間で10.6%の増加)。

###### 【目標】

本市では、国の基本指針の目標に合わせて、自宅やグループホームなどへの地域生活移行者数は、令和8年度末時点で5人(令和4年度末の施設入所者の6%)とすることを目標とします。また、施設入所者数の減少見込み数については国の基本指針の目標に合わせて、令和8年度末時点で4人(令和4年度末の施設入所者の5%)とすることを目標とします。

#### 第6期恵庭障がい福祉計画【実績値】

項目	数値	備考	R5実績
令和元年度の入所者数(A)	89人		88人
①令和5年度末時点での地域生活への移行者数(B)	5人	(A)の6%	3人
②令和5年度末時点での施設入所者の減少見込数(C)	1人	(A)の1.6%	1人

#### 第7期恵庭障がい福祉計画【目標値】

項目	数値	備考
令和4年度の入所者数(A)	88人	
①令和8年度末時点での地域生活への移行者数(B)	5人	(A)の6%
②令和8年度末時点での施設入所者の減少見込数(C)	4人	(A)の5%

## (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ●国の基本指針等

国では、精神障がいのある人とその家族が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※29」の構築を推進することとしています。その具体的な目標として、精神障がい者の精神病床からの退院後一年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とし、精神病床における1年以上長期入院患者数を設定することとしています。また、精神病床における早期退院率についても設定しており、入院後3か月時点の退院率は68.9%以上、入院後6か月時点の退院率は84.5%以上、入院後1年時点の退院率は91.0%以上としています。

### ●恵庭市

#### 【現状】

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場は令和2年度に恵庭市障がい者地域自立支援協議会において専門プロジェクトとして設置しています。

#### 【目標】

本市では、国や北海道の動向を注視するとともに、現状などを考慮して、令和8年度末までに、協議の場を年1回行うことを目標とします。

\*国が示す具体的目標である「退院後1年以内の地域における平均生活日数」「1年以上長期入院患者数」「早期退院率」については、北海道で設定するものとなります。

#### 第6期恵庭障がい福祉計画【実績値】

項目	目標	実績
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	年1回実施
②保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人	17人
③保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	年1回実施

#### 第7期恵庭障がい福祉計画【目標値】

項目	目標
①保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上
②保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	20人
③保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上

項目	見込量		
	R6(実績)	R7	R8
①精神障がい者の地域移行支援	1(0)人	1人	1人
②精神障がい者の地域定着支援	1(0)人	1人	1人
③精神障がい者の共同生活援助	49(58)人	56人	64人
④精神障がい者の自立生活援助	1(0)人	1人	1人
⑤精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	5(3)人	5人	5人

### (3)地域生活支援の充実

#### ①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

##### ●国の基本指針等

国では、各市町村又は各圏域に、障がいのある人の高度化・重度化や「親亡き後」にも対応できるよう、居住支援機能や地域支援機能などを備えた「地域生活支援拠点」を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証や検討することとしています。

##### ●恵庭市

##### 【現状】

地域生活支援拠点は札幌市が整備したことにより、札幌障がい保健福祉圏域に1か所整備されています。また、事業所アンケート調査では、地域生活支援拠点に関連する施設の整備の予定として、相談支援機能を持つ施設は6事業所が検討中・整備予定、体験の機会・場の提供の機能を持つ施設は10事業所が検討中・整備予定、緊急時の受入・対応の機能を持つ施設は8事業所が検討中との状況となっています。

##### 【目標】

本市では、国や北海道の動向を注視するとともに、現状などを考慮して、令和8年度末までの間で、恵庭市障がい者地域自立支援協議会などで、機能や体制などの検討を年1回行うことを目標とします。

#### 第6期恵庭障がい福祉計画【実績値】

項目	目標	実績
機能や体制などの検討の実施回数	恵庭市障がい者地域自立支援協議会などで年1回	1回実施

#### 第7期恵庭障がい福祉計画【目標値】

項目	目標
機能や体制などの検討の実施回数	恵庭市障がい者地域自立支援協議会などで年1回

#### ②強度行動障害を有する者への支援体制の充実(新規)

##### ●国の基本指針等

国では、強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行いニーズに基づく支援体制の整備を図ることを必要としています。

##### ●恵庭市

##### 【現状】

強度行動障害を有する者への支援体制については、障害福祉サービスの利用や障害者相談支援事業の利用等にとどまっています。

##### 【目標】

本市では、現状を踏まえて令和8年度末までの間で恵庭市障がい者地域自立支援協議会等で支援ニーズの把握等を行うことを目標とします。

項目	目標	R6実績
支援ニーズの把握等の実施回数	恵庭市障がい者地域自立支援協議会などで年1回	講演会実施

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

##### ●国の基本指針等

国の基本指針では、就労移行支援事業等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する人の目標値について、令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とすることとしています。そのうち、就労移行支援事業については令和 3 年度の一般就労への移行者数の 1.31 倍以上、就労継続支援A型については令和 3 年度の一般就労への移行者数の 1.29 倍以上、就労継続支援B型については令和 3 年度の一般就労への移行者数の 1.28 倍以上としています。

また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であるため、就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の1.41 倍以上とし、就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることとしています。

##### ●恵庭市

###### 【現状】

市内には就労移行支援事業所は 1 か所、就労継続支援 A 型事業所は 1 か所、就労継続支援 B 型事業所は 16 か所となっています。就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数は、令和元年度は14人で、令和 4 年度は 7 人となっており、減少傾向にあります。令和 4 年度の一般就労への移行者数の内訳は、就労移行支援事業は7人、就労継続支援 A 型事業は 0 人、就労継続支援 B 型事業は5人となっています。また、就労定着支援事業の令和 4 年度の利用者数は 4 人であり、市内には就労定着支援事業所はない状況です。

###### 【目標】

本市では、現状の推移などを考慮し、国の基本指針の目標に合わせて、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数は令和 8 年度までに8人(令和3年度実績 6 人の 1.28倍)とすることを目標とします。このうち就労移行支援事業を通じた移行者数は4人(令和3年度実績の1.31倍)、就労継続支援 A 型事業を通じた移行者数は1人(令和 3 年度実績の 1.29 倍)、就労継続支援 B 型事業を通じた移行者数は3人(令和3年度実績の 1.28 倍)とすることを目標とします。本市では、現状の推移などを考慮し、国の基本指針の目標に合わせて、就労定着支援事業の利用者数は 6 人(令和5年度における就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行者数の 7 割)とすることを目標とします。

なお、就労定着支援事業の就労定着率については、市内に就労定着支援事業所がないことから、目標値は設けないこととします。

第6期恵庭障がい福祉計画【実績値】

○一般就労への移行者数に関する目標

項目	数値	目標値		R5実績
		令和5年度	数値	
①令和元年度の一般就労への移行者数	12人	▶ 令和5年度	15人	6人
②令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	6人	▶ 令和5年度	8人	1人
③令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	2人	▶ 令和5年度	2人	0人
④令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	4人	▶ 令和5年度	5人	5人

○就労定着支援事業に関する目標

項目	数値	備考	R5実績
令和5年度の一般就労への移行者数(A)	15人		7人
令和5年度末時点での就労定着支援事業の利用者数(B)	11人	(A)の7割	6人

第7期恵庭障がい福祉計画【目標値】

○一般就労への移行者数に関する目標

項目	数値	目標値	
		令和8年度	数値
①令和4年度の一般就労への移行者数	12人	▶ 令和8年度	8人
②令和4年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	7人	▶ 令和8年度	4人
③令和4年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0人	▶ 令和8年度	1人
④令和4年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	5人	▶ 令和8年度	3人

○就労定着支援事業に関する目標

項目	数値	備考
令和8年度の一般就労への移行者数(A)	8人	
令和8年度末時点での就労定着支援事業の利用者数(B)	6人	(A)の7割

## (5)相談支援体制の充実・強化等

### ●国の基本指針等

国では、相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することとしています。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うため、必要な協議会の体制を確保することとしています。

### ●恵庭市

#### 【現状】

市内には恵庭市障がい者総合相談支援センターは1か所あり、相談支援事業として、障がい者相談支援事業、相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業を実施しています。また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会では、個別事例の検討を実施しています。

#### 【目標】

本市では、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みとして、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化(相談支援機能強化事業等)の実施体制を継続して確保していくことを目標とします。また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を継続して確保します。

#### 【目標値】

#### ○総合的・専門的な相談支援に関する目標

項目	6期目標	6期実績	7期目標	備考
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み	実施	実施	実施	恵庭市障がい者総合相談支援センターにおいて総合的・専門的な相談支援を実施する

#### ○地域の相談支援体制の強化に関する目標

項目	6期目標	6期実績	7期目標
①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年3件以上	9回	年3件以上
②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 うち、個別事例の支援内容の検証の実施回数	年3件以上 -	3回 -	年5件以上 年2回以上
③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年2回以上	3回	年2回以上

## (6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ●国の基本指針等

国では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすため、都道府県及び市町村の職員は障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある方が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検討していく必要があるとしています。

### ●恵庭市

#### 【現状】

障害福祉サービス等の多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業所が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供されることが求められています。また、障害支援区分<sup>※30</sup>を適切に認定するため、北海道が実施する研修会に市担当職員が参加しています。

#### 【目標】

障害福祉サービス等の質を向上させるため、北海道が実施する障害福祉サービス等にかかる研修やその他の研修に市担当職員が各年1名以上参加することを目標とします。

#### 【目標値】

項目	目標	R6実績
北海道が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市担当職員の参加人数の見込	年1名以上	4名

## 4. 障害福祉サービス等の実施状況及び見込量

前計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

### (1)訪問系サービス

#### 居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、並びに生活等に関する相談及び助言等を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	49	52	53	53(54)	53	53
利用時間数(時間/月)	687	667	590	658(678)	658	658

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする人に対し、居宅で入浴、排泄等の介護や調理、洗濯等家事並びに生活等に関する相談及び助言や移動中の介護を総合的に行います。

主な利用者／障害支援区分が区分4以上であって、次のいずれかに該当する人

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	1	2	3	3(3)	3	3
利用時間数(時間/月)	644	1,009	1,523	1,493 (1,491)	1,493	1,493

### 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。

主な利用者／同行援護のアセスメント調査票の基準を満たす、視覚に障がいがあり、移動に著しい困難を有する人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	12	15	18	20(18)	20	20
利用時間数(時間/月)	142	172	165	171 (157)	171	171

### 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人に、危険を回避するための必要な援護、移動中の介護等の必要な援助を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	8	9	10	10(11)	10	10
利用時間数(時間/月)	38	42	45	44(50)	44	44

### 重度障害者等包括支援

重度障がいがある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。

主な利用者／障害支援区分が「区分6」であって、次のいずれかに該当する人

- ① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人
- ② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障がいがある人
- ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上である人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	0	0	0	1(0)	1	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	80(0)	80	80

## (2)日中活動系サービス

### 生活介護

常時介護を必要とする人に、障害者支援施設において主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他必要な支援を行います。

主な利用者／常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分が一定以上である人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	198	199	195	215(191)	215	215
利用量(人日/月)	3,910	3,845	3,787	3,854 (3,712)	3,854	3,854

### 自立訓練(機能訓練)

理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

主な利用者／身体機能・生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	0	1	1	2(1)	2	2
利用量(人日/月)	0	12	13	9(7)	9	9

### 自立訓練(生活訓練)

入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

主な利用者／生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	4	0	0	5(2)	5	5
利用量(人日/月)	63	11	7	73(25)	73	73

### 宿泊型自立訓練

自立訓練の対象となる人で、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言などを行います。

主な利用者／地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	6	1	0	5(0)	5	5
利用量(人日/月)	176	33	0	133(0)	133	133

## 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等の必要な支援を行います。

主な利用者／単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の通常の事業所に雇用されることが見込まれる人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	16	17	11	15(15)	15	15
利用量(人日/月)	291	296	174	246(253)	246	246

## 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

**A型(雇成型)**／通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、雇用契約等に基づく就労機会の提供等や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

**B型(非雇成型)**／雇用契約を行わず、就労の機会や生産活動等の場の提供等や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

主な利用者／障がいのある人

〈A型(雇成型)〉		利用実績			見込量		
年度	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8	
利用者数(人/月)	57	61	63	68(60)	72	76	
利用量(人日/月)	1,078	1,124	1,180	1,236 (1,128)	1,296	1,358	

〈B型(非雇成型)〉		利用実績			見込量		
年度	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8	
利用者数(人/月)	237	255	270	288 (298)	306	326	
利用量(人日/月)	3,835	3,968	4,390	4,768 (4,697)	5,227	5,678	

## 就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

主な利用者／生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般就労へ移行した障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	4	4	5	4(4)	4	4

## 就労選択支援

障がい者本人が就労先、働き方についてよりよい選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性などにあつた選択を支援する新たなサービスです。(令和7年10月1日からの施行予定)

主な利用者／就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	—	—	—	—	4	4

## 療養介護

病院において医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であつて、障害支援区分が「区分6」の人
- ② 進行性筋萎縮症患者又は重症心身障害の人であつて、障害支援区分が「区分5」以上の人等

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	9	7	5	5(6)	5	5

### 短期入所(福祉型・医療型)

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

主な利用者／在宅の障がいのある人で、障害支援区分が「区分1」以上か、在宅の障がいのある児童で厚生労働大臣が定める区分における「区分1」以上の人

〈短期入所(福祉型)〉	利用実績			見込量		
	年度	R3	R4	R5	R6(実績)	R7
利用者数(人/月)	7	10	16	13(14)	13	13
利用量(人日/月)	36	61	95	52(95)	52	52

〈短期入所(医療型)〉	利用実績			見込量		
	年度	R3	R4	R5	R6(実績)	R7
利用者数(人/月)	4	4	5	8(5)	8	8
利用量(人日/月)	36	37	40	35(41)	35	35

### (3)居住系サービス

#### 自立生活援助

定期的に訪問し生活に必要な助言や連絡調整を行うとともに、相談や要請がある場合は随時の対応も行います。

主な利用者／障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した一人暮らしを希望する障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	0	0	0	2(0)	2	2

### 共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。

主な利用者／障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	103	125	140	165(157)	190	220

### 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

主な利用者／障がいのある人(原則として、障害支援区分が一定以上である人)

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	88	88	86	88(88)	86	84

### (4)自立支援医療（見込量等は設定しません）

#### 自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

区 分	対 象 者
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人
更生医療	身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた人で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により、確実に効果が期待できる人(18歳以上)
育成医療	身体に障がいを有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)

**(5)補装具（見込量等は設定しません）****補装具**

障がいのある人が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がいのある児童が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある人、障がいのある児童、難病患者など

**(6)相談支援****計画相談支援**

障害福祉サービスの利用や変更を申請する時に、障がいのある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。

主な利用者／障害福祉サービスの利用を希望する人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	505	562	562	545(574)	537	541

**地域移行支援**

障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 障害者支援施設や療養介護施設に入所している人
- ② 精神科病院に入院している精神障がいのある人
- ③ 生活保護法で規定する救護施設・更生施設や刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院などに入所している障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	0	0	0	2(0)	2	2

地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

主な利用者／次のいずれかに該当する人

- ① 居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人
- ② 居宅において家族が同居している障がいのある人であっても当該家族が障がいや疾病等のため緊急時の支援が見込めない人（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む）

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	0	0	0	1(0)	1	1

(7)地域生活支援事業（必須事業）

理解促進研修・啓発事業

障がいのある人に対する理解を深めるために、研修会やイベントの開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を行います。

主な対象者／すべての市民

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族及び地域住民が自発的に行う活動を支援します。

主な対象者／障がいのある人、その家族など

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6	R7	R8
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## 相談支援事業

障がいのある人や、その家族等からの相談に応じて必要な援助を行います。

主な利用者／障がいのある人、その家族など

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
障害者相談支援事業 (箇所)	1	1	1	1(1)	1	1
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて、または一部について補助を行います。

主な利用者／身寄りのない知的障がいのある人又は精神障がいのある人で、自らの申し立てが困難であり、本人の福祉を図るために後見等開始の審判請求が特に必要であると認められた人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	1	2	2	1(5)	1	1

## 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、研修の実施、組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行います。

主な利用者／障がいのある人、その家族など

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## 意思疎通支援事業

窓口にて、手話通訳者を設置し、相談を円滑に行うとともに、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、意思疎通支援者を派遣します。

主な利用者／聴覚、言語機能、音声機能等の障がいにより、会話による意思疎通が困難な身体障がいのある人やその家族

## 〈手話通訳者・要約筆記者派遣事業〉

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
派遣件数(件/年)	108	144	88	130(86)	125	127

## 〈手話通訳者設置事業〉

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実設置者数(人)	1	1	1	1(1)	1	1

## 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対し、日常生活用具を給付します。

主な利用者／障がいのある人や難病患者等であって、当該用具を必要と認められる人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
介護・訓練支援用具(件/年)	1	2	4	3(6)	3	3
自立生活支援用具(件/年)	2	10	11	10(11)	10	10
在宅療養等支援用具(件/年)	6	17	17	16(20)	16	16
情報・意思疎通支援用具(件/年)	12	4	10	11(10)	11	11
排泄管理支援用具(件/年)	778	757	857	806 (839)	806	806
居宅生活動作補助用具(件/年)	3	0	2	1(2)	1	1
合計件数(件/年)	802	790	901	847 (888)	847	847

## 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、手話奉仕員の養成研修を行います。

主な対象者／すべての市民

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
修了者数(人/年)						
初級講座	－	15	－	15(16)	－	15
中級講座	－	－	8	－	6	－

## 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある人(重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない人)

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人/年)	39	37	41	50(40)	59	67
延べ利用時間数 (時間/年度)	974	1,038	1,265	1,310 (1,185)	1,471	1,638

## 地域活動支援センター

障がいのある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターを運営します。

主な利用者／障がいのある人

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
箇所数	1	1	1	1(1)	1	1
延べ利用者数(人/年)	2,411	2,502	2,244	2,596 (1,979)	2,596	2,596
平均利用者(人/日)	10	10	9	10(9)	10	10

**(8)地域生活支援事業（任意事業）****自動車運転免許取得・改造助成事業**

運転免許の取得又は自動車の駆動装置等の一部改造を行うことにより社会参加が見込まれる人に、免許取得費用又は改造に要する費用の一部を助成します。

主な利用者／身体障がいのある人で、一定以上の等級の人

〈自動車運転免許取得費助成事業〉	利用実績			見込量		
年度	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人/年)	1	0	1	1(0)	1	1

〈自動車改造費助成事業〉	利用実績			見込量		
年度	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人/年)	1	2	1	1(2)	1	1

**訪問入浴サービス事業**

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が、対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／訪問入浴サービスを利用しなければ入浴が困難であると認められ、かつ、医師が入浴可能と認めた重度身体障がいのある人

	利用実績			見込量		
年度	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	3	2	2	2(2)	2	1

**日中一時支援事業(デイサービス)**

障害者支援施設等において障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／市内に居住する在宅の障がいのある人で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人

	利用実績			見込量		
年度	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	10	14	16	17(11)	18	21

## 5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて

障害福祉の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会などのネットワーク機能を活用し、これら障害福祉サービス等の利用実績や障がい福祉制度などに関する情報提供を行い、事業者や関係機関等へフィードバックすることで、事業所開設や新規参入の促進に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある人の実情に合わせた事業実施に努めます。

障がい福祉計画の取組み状況について（数値計画のみ抜粋）

（１）訪問系サービス （えにわ障がい福祉プラン P56～58）

項目		区分	第 6 期	第 7 期		
			R5	R6	R7	R8
居宅介護	利用者数 (人/月)	計画	51	53	53	53
		実績	53	54	-	-
		計画比	103.9%	101.9%	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	543	658	658	658
		実績	590	678	-	-
		計画比	108.7%	103.0%	-	-
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	計画	1	3	3	3
		実績	3	3	-	-
		計画比	300%	100.0%	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	967	1,493	1,493	1,493
		実績	1,523	1,491	-	-
		計画比	157.5%	99.9%	-	-
同行援護	利用者数 (人/月)	計画	7	20	20	20
		実績	18	18	-	-
		計画比	257.1%	90.0%	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	122	171	171	171
		実績	165	157	-	-
		計画比	135.2%	91.8%	-	-
行動援護	利用者数 (人/月)	計画	31	10	10	10
		実績	10	11	-	-
		計画比	32.3%	110.0%	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	84	44	44	44
		実績	45	50	-	-
		計画比	53.6%	113.6%	-	-
重度障害 者等包括 支援	利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1
		実績	0	0	-	-
		計画比	0	0	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	80	80	80	80
		実績	0	0	-	-
		計画比	0	0	-	-

(2) 日中活動系サービス (えにわ障がい福祉プラン P58～62)

項目		区分	第 6 期	第 7 期		
			R5	R6	R7	R8
療養介護	利用者数 (人/月)	計画	13	5	5	5
		実績	5	6	-	-
		計画比	38.5%	120.0%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画				
		実績				
		計画比				
生活介護	利用者数 (人/月)	計画	198	215	215	215
		実績	195	191	-	-
		計画比	98.5%	88.8%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	3,787	3,854	3,854	3,854
		実績	3,787	3,712	-	-
		計画比	100%	96.3%	-	-
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	計画	12	2	2	2
		実績	1	1	-	-
		計画比	8.3%	50.0%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	201	9	9	9
		実績	13	7	-	-
		計画比	6.5%	77.8%	-	-
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	計画	10	5	5	5
		実績	0	2	-	-
		計画比	0	40%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	190	73	73	73
		実績	7	25	-	-
		計画比	3.7%	34.2%	-	-
宿泊型自立 訓練	利用者数 (人/月)	計画	5	5	5	5
		実績	0	0	-	-
		計画比	0	0	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	133	133	133	133
		実績	0	0	-	-
		計画比	0	0	-	-

項目		区分	第 6 期	第 7 期		
			R5	R6	R7	R8
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	計画	11	15	15	15
		実績	11	15	-	-
		計画比	100%	100%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	325	246	246	246
		実績	174	253	-	-
		計画比	53.5%	102.8%	-	-
就労継続 支援 A 型	利用者数 (人/月)	計画	55	68	72	76
		実績	63	60	-	-
		計画比	114.5%	88.2%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	1,107	1,236	1,296	1,358
		実績	1,180	1,128	-	-
		計画比	106.6%	91.3%	-	-
就労継続 支援 B 型	利用者数 (人/月)	計画	303	288	306	326
		実績	270	298	-	-
		計画比	89.1%	103.5%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	4,699	4,768	5,227	5,678
		実績	4,390	4,697	-	-
		計画比	93.4%	98.5%	-	-
就労定着 支援	利用者数 (人/月)	計画	11	4	4	4
		実績	5	4	-	-
		計画比	45.5%	100.0%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画				
		実績				
		計画比				
短期入所 (ショート ステイ) 福祉型	利用者数 (人/月)	計画	24	13	13	13
		実績	16	14	-	-
		計画比	66.7%	107.7%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	126	52	52	52
		実績	95	96	-	-
		計画比	15.1%	184.6%	-	-
短期入所 (ショート ステイ) 医療型	利用者数 (人/月)	計画	6	8	8	8
		実績	5	5	-	-
		計画比	83.3%	62.5%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	15	35	35	35
		実績	40	41	-	-
		計画比	266.7%	117.1%	-	-

(3) 居住系サービス (えにわ障がい福祉プラン P62~63)

項目		区分	第6期	第7期		
			R5	R6	R7	R8
自立生活 援助	利用者数 (人/月)	計画	2	2	2	2
		実績	0	0	-	-
		計画比	0	0	-	-
	利用量 (人日/月)	計画				
		実績				
		計画比				
共同生活 援助 (グループ ホーム)	利用者数 (人/月)	計画	124	165	190	220
		実績	140	157	-	-
		計画比	112.9%	95.2%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画				
		実績				
		計画比				
施設入所 支援	利用者数 (人/月)	計画	88	88	86	84
		実績	86	88	-	-
		計画比	97.7%	100.0%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画				
		実績				
		計画比				

(6) 相談支援 (えにわ障がい福祉プラン P64~65)

項目		区分	第6期	第7期		
			R5	R6	R7	R8
計画相談 支援	実利用者数 (人)	計画	544	545	537	541
		実績	562	574	-	-
		計画比	103.3%	105.3%	-	-
地域移行 支援	実利用者数 (人)	計画	2	2	2	2
		実績	0	0	-	-
		計画比	0	0	-	-
地域定着 支援	実利用者数 (人)	計画	1	1	1	1
		実績	0	0	-	-
		計画比	0	0	-	-

(7) 地域生活支援事業（必須事業）（えにわ障がい福祉プラン P65～68）

項目		区分	第6期	第7期		
			R5	R6	R7	R8
成年後見制度 利用支援事業	実利用者 数（人）	計画	1	1	1	1
		実績	2	5	-	-
		計画比	200%	500%	-	-
意思疎通支援 事業	実利用者 数（人）	計画	延 197	延 130	延 125	延 127
		実績	延 88	延 88	-	-
		計画比	44.7%	67.6%	-	-
	実設置者 数（人）	計画	1	1	1	1
		実績	1	1	-	-
		計画比	100%	100%	-	-
日常生活用具						
介護・訓練 支援用具	利用件数 （件）	計画	4	3	3	3
		実績	4	6	-	-
		計画比	100%	200%	-	-
自立生活 支援用具	利用件数 （件）	計画	14	10	10	10
		実績	11	11	-	-
		計画比	78.6%	110%	-	-
在宅療養 支援用具	利用件数 （件）	計画	29	16	16	16
		実績	17	20	-	-
		計画比	58.6%	125%	-	-
情報・意思 疎通支援 用具	利用件数 （件）	計画	8	11	11	11
		実績	10	10	-	-
		計画比	125%	90.9%	-	-
排泄管理 支援用具	利用件数 （件）	計画	813	806	806	806
		実績	857	839	-	-
		計画比	105.4%	104.1%	-	-
居宅生活動 作補助用具	利用件数 （件）	計画	3	1	1	1
		実績	2	2	-	-
		計画比	66.7%	200%	-	-
合計	利用件数 （件）	計画	871	847	847	847
		実績	901	888	-	-
		計画比	103.4%	104.8%	-	-

項目		区分	第 6 期	第 7 期		
			R5	R6	R7	R8
手話奉仕員 養成研修 事業	修了者数 (人)	計画	22	15	6	15
		実績	8	16	-	-
		計画比	36.3%	106.7%	-	-
移動支援 事業	実利用者数 (人)	計画	45	50	59	67
		実績	41	40	-	-
		計画比	91.1%	80%	-	-
	延べ利用 時間数 (時間/年)	計画	802	1,310	1,471	1,638
		実績	1,265	1,185	-	-
		計画比	157.7%	90.5%	-	-

(8) 地域生活支援事業 (任意事業) (えにわ障がい福祉プラン P69)

項目		区分	第 6 期	第 7 期		
			R5	R6	R7	R8
自動車運転 免許取得・改 造助成事業	実利用者 数 (人)	計画	2	2	2	2
		実績	2	2	-	-
		計画比	100%	100%	-	-
訪問入浴サ ービス事業	実利用者 数 (人)	計画	2	2	2	1
		実績	2	2	-	-
		計画比	100%	100%	-	-
日中一時支 援事業 (デイ サービス)	実利用者 数 (人)	計画	25	17	18	21
		実績	16	11	-	-
		計画比	64%	64.7%	-	-

【 報 告 事 項 】

(1)えにわ障がい福祉プランの取組状況について

---

②恵庭市障がい児福祉計画の取組状況



## 第5章 第3期恵庭市障がい児福祉計画

---

### 1. はじめに

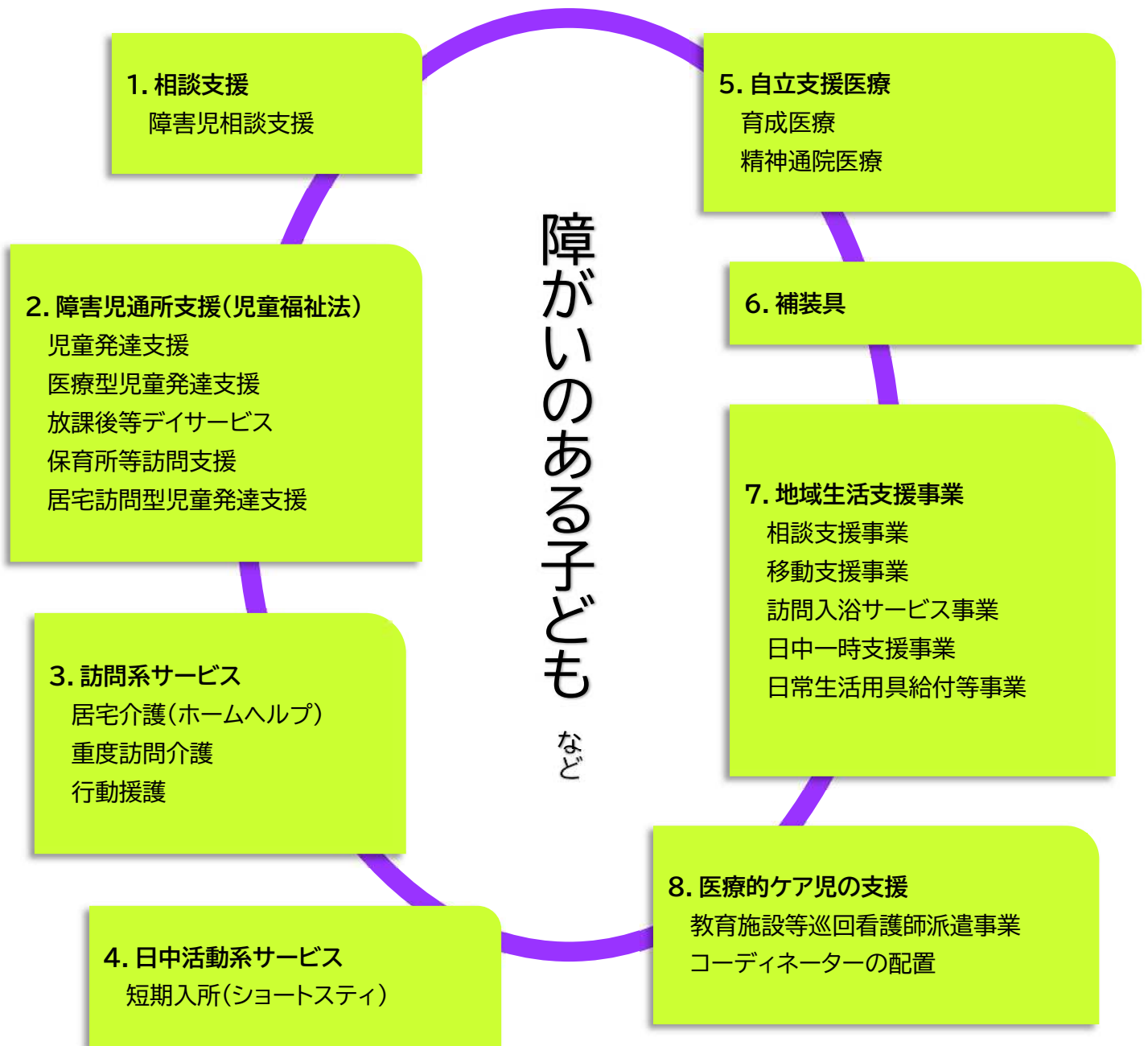
障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国が示す基本指針に沿い、「第3期恵庭市障がい児福祉計画」を策定します。

第8期恵庭市障がい者福祉計画の理念を実現するために、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援及び地域生活支援事業に関して、どのように実施していくかを明らかにして、障がい児支援サービス等の各年度における見込量やサービス提供体制の確保方策等を示します。

### 2. 障がい児支援サービス体系

障がいのある児童に対する支援サービスは、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める障がい福祉サービスを表します。これらのサービスは発達心配な児童や障がいのある児童の療育や生活を支援することを目的に、利用者に対して個別に必要な給付を行う「自立支援給付」と児童福祉法に基づく「障害児通所給付」、市町村の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」から構成されています。

■障がい児支援サービス体系■



### 3. 提供体制の整備

#### (1) 児童発達支援センター

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常生活における基本動作の指導や、自活に必要な知識・技能や集団生活の適応のための訓練を行います。児童発達支援と地域支援(保育所等訪問支援・障害児相談支援)、市内事業者への指導・助言などを行います。

##### ●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに少なくとも児童発達支援センターを1カ所以上設置することを目標としています。

##### ●恵庭市

北海道の方針を踏まえ、恵庭市子ども発達支援センターを児童発達支援センターと同等の機能を有する施設として、北海道より児童福祉法の児童発達支援に加え障害児相談支援事業所等の指定を受けるとともに、人材育成や住民啓発等の地域支援を行う地域の中核施設として位置づけられる「市町村中核子ども発達支援センター」の認定を受け、平成31年4月より事業を開始しています。

本市としては、市町村中核子ども発達支援センター<sup>※31</sup>である恵庭市子ども発達支援センターにおいて継続実施することとします。

#### 第2期恵庭市障がい児福祉計画【実績値】

項目	目標	R5実績
児童発達支援センター	市町村中核子ども発達支援センター継続実施(実施1事業所)	実施

#### 第3期恵庭市障がい児福祉計画【目標値】

項目	目標	R6実績
児童発達支援センター	市町村中核子ども発達支援センター継続実施(実施1事業所)	実施

## (2)保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を、発達が心配な児童や障がいのある児童本人とスタッフに行います。

### ●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の整備を目標としています。

### ●恵庭市

本市においては、市町村中核子ども発達支援センターである恵庭市子ども発達支援センターにおいて、継続実施することとします。

#### 第2期恵庭市障がい児福祉計画【実績値】

項目	目標	R5実績
保育所等訪問支援	継続実施(実施1事業所)	実施

#### 第3期恵庭市障がい児福祉計画【目標値】

項目	目標	R6実績
保育所等訪問支援	継続実施(実施1事業所)	実施

## (3)重症心身障がい児の支援

重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの通所支援サービスを行います。

### ●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所確保することを目標としています。

### ●恵庭市

本市においては、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は1カ所ありますが、災害時や感染症の発生においても、サービスが安定して継続的に提供されるよう体制の整備を図ります。

#### 第2期恵庭市障がい児福祉計画【実績値】

項目	目標	R5進捗
重症心身障がい児の支援	継続実施(実施1事業所以上)	実施

#### 第3期恵庭市障がい児福祉計画【目標値】

項目	目標	R6実績
重症心身障がい児の支援	継続実施(実施1事業所以上)	実施

#### (4)医療的ケア児支援の協議体制づくり

##### ●国の基本指針等

基本指針では、令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター※<sup>32</sup>を配置することを目標としています。

##### ●恵庭市

平成30年に医療的ケア児の協議の場として、恵庭市障がい者地域自立支援協議会の専門プロジェクト恵庭市医療的ケア児支援協議会(通称「いーえむネット」)を設置しました。本市においては「いーえむネット」を継続して設置します。

また、医療的ケア児に対する支援については、関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するために、令和5年度えにわか応援センターに医療的ケア児等コーディネーターを配置しました。

#### 第2期恵庭市障がい児福祉計画【実績値】

項目	目標	R5進捗
医療的ケア児支援の協議の場	継続して設置	設置
コーディネーターの配置	令和5年度末までに配置	配置

#### 第3期恵庭市障がい児福祉計画【目標値】

項目	目標	R6進捗
医療的ケア児支援の協議の場	継続して設置	設置
コーディネーターの配置	継続して配置	配置

## 4. 障がい児福祉サービス等の実施状況及び見込量

計画期間における障害福祉サービス等の利用実績を分析し、各年度における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の事業区分ごとの必要な見込量を定めます。

### (1)相談支援

#### 障害児相談支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が障害児通所支援等を利用する時に、心身の状況や環境、保護者の意向等を考慮し「障害児支援利用計画」を作成し、通所支援開始後は一定期間ごとに利用計画が適切かモニタリングを行い見直し等の援助を実施します。

主な利用者／障害児通所支援を利用するすべての児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	315	362	424	521(480)	626	751

### (2)障害児通所支援

#### 児童発達支援

通所施設において、児童への日常生活における基本的動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行います。また、肢体や体幹機能の障がいのある児童に対して、医療機関と連携した治療を行います。

主な利用者／発達が心配な就学前の児童、障がいのある就学前の児童  
肢体や体幹機能の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	147	179	204	259(230)	311	373
利用量(人日/月)	552	701	1,102	1,297(1,151)	1,558	1,869

## 医療型児童発達支援

通所施設において児童への日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練及び医療機関と連携した治療を行います。

主な利用者／肢体や体幹機能の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	0	0	0			
利用量(人日/月)	0	0	0			

R6より児童発達支援に一元化

## 放課後等デイサービス

通所施設において放課後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう必要な支援を行います。

主な利用者／就学している障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	177	208	249	300(289)	360	432
利用量(人日/月)	1,785	2,091	2,613	3,011(2,938)	3,613	4,336

## 保育所等訪問支援

発達が心配な児童や障がいのある児童が日常通っている保育所等を専門職員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やスタッフへの助言などを行います。

主な利用者／集団生活を行う施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など)に通う発達が心配な児童、障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	5	5	8	5(7)	5	5
利用量(人日/月)	4	7	8	7(9)	7	7

### 居宅訪問型児童発達支援

障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

主な利用者／重症心身障がい児など重度の障がいのある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

年度	実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人)	0	1	3	2(2)	2	2
利用量(人日/月)	0	1	3	2(1)	2	2

### (3)訪問系サービス

#### 居宅介護(ホームヘルプ)

居宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理、掃除等の家事援助、並びに生活等に関する相談及び助言を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人)	6	5	7	5(5)	6	6
利用時間数(時間/月)	36	33	26	32(26)	38	46

### 重度訪問介護

重度の肢体不自由児、又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする児童に対し、居宅で身体介護や生活援助、及び移動中の介護を総合的に行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分4」以上に相当し、下記のいずれかに該当する障がいのある児童

- ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている児童
- ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である児童

※15歳以上の児童で、児童相談所長が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合は、障がい者とみなします。

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	0	0	0	1(0)	1	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	14(0)	14	14

### 行動援護

行動上の困難があり常時介護が必要な場合に、危険を回避するための必要な援護、外出介護を行います。

主な利用者／障害支援区分が「区分3」以上に相当する知的障がい又は精神障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人)	0	0	0	1(0)	1	1
利用時間数(時間/月)	0	0	0	12(0)	12	12

**(4)日中活動系サービス****短期入所(ショートステイ)**

家族などの介護者の理由(疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等)により、施設に短期間、入所することができます。

主な利用者／在宅で障害児短期入所「区分1」以上に相当する障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
利用者数(人/月)	11	10	12	10(13)	11	11
利用量(人日/月)	39	40	43	52(41)	63	76

**(5)自立支援医療 (見込量等は設定しません)****自立支援医療**

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

区 分	対 象 者
育成医療	身体に障がい有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人(18歳未満)
精神通院医療	精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する人

**(6)補装具 (見込量等は設定しません)****補装具**

障がいのある児童が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完・代替する用具費を支給します。

主な利用者／補装具を必要とする障がいのある児童

## (7)地域生活支援事業

## 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある児童が、外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をするとき、(ガイド)ヘルパーを派遣し移動の支援を行います。

主な利用者／屋外での移動に困難がある障がいのある児童(身体障がい、知的障がい、精神障がいがあり、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括等支援の支給決定を受けていない児童)

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人/年)	8	8	8	8(7)	9	9
延べ利用時間数 (時間/年)	763	924	969	1,200(846)	1,320	1,400

## 訪問入浴サービス事業

看護師及びヘルパーが乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、入浴介護サービスを行います。

主な利用者／自宅での入浴介助や、デイサービスセンターでの入浴サービスを利用することが困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	1	0	0	1(0)	1	1

### 日中一時支援事業

障害者支援施設等において障がいのある児童の日中における活動の場を確保し、障がいのある児童の家族の就労支援及び障がいのある児童等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な、市内に居住する在宅の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	2	1	1	1(1)	1	1

### 日中一時支援事業(重度心身入浴型)

日中一時支援事業として、特殊浴槽及び寝台車両等の設備を有する事業所により入浴サービス等を提供し、家族の介護負担の軽減を図ります。

主な利用者／自宅での入浴が困難な重度身体障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	3	1	1	2(1)	2	2

### 日常生活用具給付等事業(見込量等は第7期障がい福祉計画に含む)

重度障がいのある児童に対し、日常生活用具を給付します。

主な利用者／原則として、在宅の身体障がいのある児童・知的障がいのある児童・難病患者等であって、当該用具を必要と認められる児童

**(8)医療的ケア児の支援****教育施設等巡回看護師派遣事業**

教育施設等(保育所、認定こども園、学童クラブ、小学校、中学校)において巡回する看護師による医療的ケアを行います。

主な利用者／教育施設等において医療的ケアが必要な児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5	R6(実績)	R7	R8
実利用者数(人)	2	2	2	4(2)	4	4

**コーディネーターの配置**

医療的ケア児に対する支援について関係機関等と調整し、個々の発達段階に応じた支援を提供するためにコーディネーターを配置します。

主な利用者／医療的ケアが必要な児童

年度	見込量		
	R6(実績)	R7	R8
コーディネーターの配置人数(人)	1(2)	2	2

**5. 障害福祉サービス等の見込量の確保に向けて**

障害福祉サービス及び障害児通所支援の各種サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズの把握に努めます。

また、恵庭市障がい者地域自立支援協議会や恵庭市医療的ケア児支援協議会などのネットワーク機能を活用し、情報交換等を行うことで、各サービスの円滑な実施に努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある児童の実情に合わせた事業実施に努めます。



障がい児福祉計画の取組み状況について（数値計画のみ抜粋）

（１）相談支援 （えにわ障がい福祉プラン P76）

項目		区分	第 2 期	第 3 期		
			R5	R6	R7	R8
障がい児 相談支援	実利用者数 (人)	計画	388	521	626	751
		実績	424	480	-	-
		計画比	109.2%	92.1%	-	-

（２）障害児通所支援 （えにわ障がい福祉プラン P76～78）

項目		区分	第 2 期	第 3 期		
			R5	R6	R7	R8
児童発達 支援	利用者数 (人/月)	計画	190	259	311	373
		実績	204	230	-	-
		計画比	107.4%	89.1%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	734	1,297	1,558	1,869
		実績	1,102	1,151	-	-
		計画比	150.1%	88.9%	-	-
医療型児 童発達支 援 ※R6 より 児童発達支 援に一元化	利用者数 (人/月)	計画	2	1	2	2
		実績	0	0	-	-
		計画比	0%	0%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	4	2	4	4
		実績	0	0	-	-
		計画比	0%	0%	-	-
放課後等 デイサー ビス	利用者数 (人/月)	計画	205	300	360	432
		実績	249	289	-	-
		計画比	121.5%	96.3%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	1,839	3,011	3,613	4,336
		実績	2,613	2,938	-	-
		計画比	142.1%	97.6%	-	-
保育所等 訪問支援	利用者数 (人/月)	計画	11	5	5	5
		実績	8	7	-	-
		計画比	72.7%	140%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	8	7	7	7
		実績	8	9	-	-
		計画比	100%	128.6%	-	-

居宅訪問 型児童発 達支援	利用者数 (人/月)	計画	1	2	2	2
		実績	3	2	-	-
		計画比	300%	100%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	2	2	2	2
		実績	3	1	-	-
		計画比	150%	50%	-	-

(3) 訪問系サービス (えにわ障がい福祉プラン P78~79)

項目		区分	第2期	第3期		
			R5	R6	R7	R8
居宅介護	利用者数 (人/月)	計画	5	5	6	6
		実績	7	5	-	-
		計画比	140%	100%-	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	38	32	38	46
		実績	26	26	-	-
		計画比	68.4%	81.3%	-	-
重度訪問介 護	利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1
		実績	0	0	-	-
		計画比	0%	0%	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	14	14	14	14
		実績	0	0	-	-
		計画比	0%	0%	-	-
行動援護	利用者数 (人/月)	計画	1	1	1	1
		実績	0	0	-	-
		計画比	0%	0%	-	-
	利用時間数 (時間/月)	計画	12	12	12	12
		実績	0	0	-	-
		計画比	0%	0%	-	-

## (4) 日中活動系サービス (えにわ障がい福祉プラン P80)

項目		区分	第2期	第3期		
			R5	R6	R7	R8
短期入所 (ショート ステイ)	利用者数 (人/月)	計画	24	10	11	11
		実績	12	13	-	-
		計画比	50%	130%	-	-
	利用量 (人日/月)	計画	36	52	63	76
		実績	43	41	-	-
		計画比	119.4%	78.8%	-	-

## (7) 地域生活支援事業 (えにわ障がい福祉プラン P81~82)

項目		区分	第2期	第3期		
			R5	R6	R7	R8
移動支援事 業	実利用者数 (人/年)	計画	7	8	9	9
		実績	8	7	-	-
		計画比	114.2%	87.5%	-	-
	延べ利用時 間数 (時間/年)	計画	979	1,200	1,320	1,400
		実績	969	846-	-	-
		計画比	99.0%	70.5%	-	-
訪問入浴サ ービス事業	実利用者数 (人)	計画	1	1	1	1
		実績	0	0	-	-
		計画比	0%	0%	-	-
日中一時支 援事業	実利用者数 (人)	計画	14	1	1	1
		実績	1	1	-	-
		計画比	7.1%	100%	-	-
日中一時支 援事業(重度 心身入浴型)	実利用者数 (人)	計画	6	2	2	2
		実績	1	1	-	-
		計画比	16.7%	50%	-	-

## (8) 医療的ケア児の支援 (えにわ障がい福祉プラン P83)

項目		区分	第2期	第3期		
			R5	R6	R7	R8
教育施設等 巡回看護師 派遣事業	実利用者数 (人)	計画	7	4	4	4
		実績	2	0	-	-
		計画比	28.6%	0%	-	-

コーディネーター の配置	配置人数 (人)	計画	1	2	2	2
		実績	1	2	-	-
		計画比	100%	100%	-	-

【 報 告 事 項 】

(2)障がい福祉施策における重点事項について

---

①農福連携事業について



### 令和7年度 農福連携 年間スケジュール

月	項目			催し物		
	農福連携の実践	普及イベント	発行物			
4月	農福連携（農家×事業所）	農福連携マッチング（相談に応じて随時）	普及イベント企画・実施（収穫体験会、研修会等を想定）	事例集追加素材収集		
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月					事例集編集	農福連携研修会
2月					発行	農福連携ネットワーク会議
3月						



# 令和7年度 恵庭市農福連携 収穫体験会



農福連携とは、農業の担い手が不足しているなか、障がい者等が農業分野で活躍できる場を提供することにより、お互いを助け合う取り組みです。

野菜収穫などの農作業をとおして、農業と福祉の関わりを体感してみましょう。



## 農業×福祉の現場を

## 体験してみよう！！



**日時** 7月中旬～9月 平日10～12時 ※希望に合わせて調整

**会場** (公財)道央農業振興公社 恵庭市西島松41番2

**内容** 収穫、選果、その他農作業 等

**対象** 農福連携に興味のある福祉事業所職員、利用者、地域農業者 等

**申込** 申込用紙に必要事項をご記入の上、下記事務局までご提出ください。

**問合せ** 恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク事務局

恵庭市保健福祉部障がい福祉課  
〒061-1498 恵庭市京町1番地  
☎ 0123-33-3131 (内1215)



**主催** 道央地域農福連携推進連絡協議会  
恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク

恵庭市保健福祉部障がい福祉課 宛て

(Email : syougai Fukushi@city.eniwa.hokkaido.jp FAX : 0123-32-1155)

## 令和7年度 恵庭市農福連携収穫体験会参加申込書

連絡先	ふりがな	
	氏名	
	勤務先	
	電話番号	
参加者	いずれかに○をしてください。	氏名
	職員・利用者・農業者・その他( )	
	職員・利用者・農業者・その他( )	
	職員・利用者・農業者・その他( )	
	職員・利用者・農業者・その他( )	
	職員・利用者・農業者・その他( )	

※長靴、軍手、タオルや飲み物等については各自ご用意ください。

参加希望日(複数記入可)	例) 8月5日(月)～8月9日(金)、8月14日(水)
--------------	-----------------------------

※記入いただいた希望日について事務局で調整し、実施日をお知らせいたします。

※ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

特記事項 (配慮が必要なこと等ございましたらご記入ください。)	
------------------------------------	--

### 注意事項

- ・体調不良(37度以上の発熱等)がある場合は参加をご遠慮ください。
- ・作業前後の手指消毒にご協力ください。
- ・作業中はこまめに水分補給をこころがけてください。
- ・作業中に体調が悪くなった場合はすぐに職員にお申し出ください。
- ・安全に作業していただくため、職員の指示に従ってください。

### 申込み先

恵庭市農福連携による障がい者等就労促進ネットワーク事務局

(恵庭市保健福祉部障がい福祉課)

Email : syougai Fukushi@city.eniwa.hokkaido.jp FAX : 0123-32-1155

必要事項を記入のうえ送信してください。



【 報 告 事 項 】

(2)障がい福祉施策における重点事項について

---

- ②恵庭市手話言語条例による施策を推進するための  
具体的取組について



令和7年度 恵庭市手話言語条例による施策を推進するための具体的取組 年間スケジュール

月	手話に対する理解の促進 及び手話の普及 (条例第7条第1項第1号)	手話による意思の疎通及び 情報の取得をしやすい環境づくり (条例第7条第1項第2号)	手話通訳者の確保、養成等 (条例第7条第1項第3号)
4月			・専任手話通訳者の設置(通年) ・4月25日手話通訳者要約筆記者合同会議①
5月		・5月28日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議① (恵庭市) ・5月12日千歳聴力障害者協会との懇談会	
6月			
7月	・7月5日 心身障がい者交流事業 (ともにな)における手話体験	・7月16日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議② (千歳)	・7月〇日 手話通訳者連絡会議② 要約筆記者連絡会議② 登録者研修会①
8月			
9月	・9月23日 手話言語の国際デー 広報紙等を利用した啓発活動 ・9月6日 えにわん産業祭 における手話体験 予定	・9月17日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議③ (石狩)	
10月			10月16日・17日 全道ろうあ者相談員・専任手話通訳者研修会
11月		・11月〇日 消防職員向け救急要請対応手話講習 ・11月19日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議④ (札幌)	11月〇日 手話通訳者連絡会議③ 要約筆記者連絡会議③ 登録者研修会②
12月			
1月		・1月21日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議⑤ (北広島)	
2月			手話奉仕員養成講師研修会受講者に対する助成
3月	「恵庭市手話言語条例」制定に伴う 職員アンケートの実施	・3月18日 石狩振興局地区専任手話通訳者連絡会議⑥ (江別)	手話通訳者養成講座受講者に対する助成 登録手話通訳者推薦審査

パブリック(花のふるさと)手話つた版を含むを活用した啓発活動の実施 随時

出前講座(一般向け)の実施 随時

出前講座(学校向け)の実施 随時

市職員向け手話講座の実施 随時

手話通訳者の派遣事業の実施 随時

手話奉仕員養成講座(中級講座)の実施

頸肩腕健診の受診機会の提供



【 報 告 事 項 】

(2)障がい福祉施策における重点事項について

---

③障がい者差別解消法及び障がい理解の普及事業  
について



## 令和7年度 差別解消法及び障がい理解の普及事業 年間スケジュール

月	差別解消法の普及	障がい理解の普及
4月		・4月2日 世界自閉症啓発デー(広報誌・ポスター掲示による啓発)  ・4月2～8日 発達障害啓発週間(広報誌・ポスター掲示による啓発)
5月	・5月27日 自立支援協議会差別解消支援地域協議会	
6月	・6月18日 差別解消法新人職員研修	
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		障がい理解促進講演会
12月		・12月3～9日 障害者週間(広報誌・ポスター掲示による啓発)
1月		
2月		
3月	差別解消新任管理職研修	

(差別に関する相談等の情報の共有(随時))

自立支援協議会理解促進部会 協議

(ヘルプマークの配布(随時))



【 報 告 事 項 】

- (3) 障がい者相談支援事業による「基幹相談支援センター」及び「障がい者相談支援事業」の運営事業に係る事業者選定について
-



## 障がい者相談支援事業による「基幹相談支援センター」 及び「障がい者相談支援事業」の運営事業者公募について

### 1 相談支援

障害者基本法第23条では、市町村に障害者及びその家族等の相談に総合的に応ずるための必要な相談体制整備を求めており、本市では、障がい者相談支援事業により「恵庭市障がい者総合支援センター」を1か所設置し、令和3年4月から令和8年3月までの運営を社会福祉法人光風会に委託しています。

国では、地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発などを行う「基幹相談支援センター」を令和8年度末までに設置するよう市町村に求めています。

### 2 基幹相談支援センター事業(新規)

#### (1)基幹相談支援センターの役割

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の重要な拠点として、総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

- ① 総合的・専門的な相談支援の実施
  - ・総合的な相談支援(3障がい対応)の実施
  - ・専門的な相談支援の実施
- ②地域の相談支援体制の強化
  - ・相談支援事業者への専門的指導、助言
  - ・相談支援事業者の人材育成
  - ・相談機関との連携強化の取組
- ③地域移行・地域定着の促進の取組
  - ・入所施設や精神科病院への働きかけ
  - ・地域の体制整備に関するコーディネート
- ④権利擁護・虐待の防止
  - ・成年後見制度利用支援事業
  - ・虐待防止

#### (2)基幹相談支援センターの財源

基幹相談支援センターは交付税財源ですが、機能強化を図るための「基幹相談支援センター等機能強化事業」は、地域生活支援事業費補助金として国庫補助の対象となります。

### 3 公募の概要

- (1) 恵庭市障がい者相談支援事業及び基幹相談支援センター事業
- (2) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 実施方法 委託
- (4) 履行期間 令和8年4月1日～令和13年3月末日までの5年間
- (5) 箇所数 恵庭市障がい者相談支援事業及び基幹相談支援センター事業 各1か所

### 4 公募手続き

- (1) 公募期間 令和7年8月(概ね1か月間)
- (2) 提出場所 恵庭市役所保健福祉部 障がい福祉課 28番窓口

### 5 選定方法

#### (1) 事業者選定

プロポーザル審査会を設置し、審査基準に基づき書類審査及び事業者によるプレゼンテーション・ヒアリング等により総合的に評価を行う。

#### (2) 選定結果

令和7年10月下旬に企画提案者に対し書面により通知するほか、市ホームページで公開し、恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会、恵庭市議会厚生消防常任委員会へ報告する。

### 6 事業者選定までのスケジュール

- ・令和7年6月 恵庭市議会厚生消防常任委員会報告
- ・令和7年7月 恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会報告
- ・令和7年7月 第1回選考委員会(募集要領・審査項目・審査基準決定)
- ・令和7年8月 募集要領公表、質疑書の受付開始、参加申込書の受付開始
- ・令和7年9月 第2回選考委員会(選考審査)
- ・令和7年10月 審査結果の通知と公表(選定結果等をホームページで公開)
- ・令和7年11月 恵庭市社会福祉審議会障害者福祉専門部会報告
- ・令和7年12月 恵庭市議会厚生消防常任委員会報告

## 【参考】障害福祉における重層的な相談支援体制

### 【第3層】

#### c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

国は、令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置を求めている。

### 【第2層】

#### b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

現状:恵庭市障がい者総合支援センターを設置

### 【第1層】

#### a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
  - ・サービス利用支援
  - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

出典:令和元年度主任相談支援専門員研修(公益財団法人日本障害リハビリテーション協会)  
厚生労働省資料「障害福祉の動向」一部改



【 報 告 事 項 】

(4)(仮)こまば地域活動センター施設創設に対する  
財政支援について

---



## (仮) こまば地域活動センター施設創設に対する財政支援について

### 1. これまでの経緯

令和4年11月に実施した「旧恵庭市青少年研修センター跡地等整備事業プロポーザル」により、障がいのある方の地域生活の拠点となる施設の整備、及び住宅地の整備を行うこととして、社会福祉法人恵庭光風会を含む共同体への売却が決定した。

同法人による施設創設については、令和7年4月事業開始予定としていたものの、資材高騰等による計画の見直しにより、事業開始時期を令和8年4月に延期する申し出があった。

この計画見直しにおいては、建設施設について、当初計画の「5棟+事務所棟」から「事務所棟」の建設を見送るとともに「3棟の先行建設」とし、残りの2棟については、「建設時期未定」とされている。

同法人においては、計画の見直し以降、地域住民への説明会開催のほか、整備事業費の再積算や国庫・道費の補助、自己借入等の財源調達の検討が行われ、総事業費（14億9,132万円）から国庫・道費補助金、法人積立金取崩し分を差し引いた金額のうち、自己調達分を除く費用（5億7,600万円）について、令和6年10月に、本市に対して財政支援の要望があった。

#### 《建設施設の概要》

当初	5棟+事務所 (グループホーム1棟、生活介護2棟、就労継続支援B型1棟、放課後デイサービス1棟)
変更後	3棟先行建設 (グループホーム1棟、生活介護2棟) ※残りは建設時期未定

### 2. 財政支援についての考え方

当該社会福祉施設の整備については、「障がい児者の地域課題の解決」や「障がい福祉施設の入所者の地域生活への移行」のほか、「新たな雇用の確保」、「地域の避難場所の確保」等の地域課題の解決につながるほか、市の障がい福祉施策の推進に大きく貢献することが見込まれるものであり、地域福祉の向上、地域経済の振興、えにわ障がい福祉プランの基本理念に掲げる「市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現」に貢献する事業であることから、公共団体にとって必要不可欠な投資であると考え、市としての財政支援を行う。

### 3. 財政支援の方法

財政支援の方法は、「ふるさと融資制度」を活用し、要望書に記載の「市への要望額／5億7,600万円」を限度として融資を行うものとし、法人の利子負担等を軽減する方法により財政支援を行う。

#### 《ふるさと融資制度》

法人格を有する民間事業者が実施する設備投資等、公益性・事業採算性・低収益性があり、域内雇用を創出するなど、地域振興に資する事業に対して、地方公共団体が金融機関と共同して無利子貸付を行う制度

#### 4. 総事業費及び財源内訳(令和7年4月時点)

(単位：千円)

総事業費	財 源 内 訳			
	国庫	道費	法人負担	ふるさと融資
1,491,320	176,060	88,040	651,220	576,000

#### 5. ふるさと融資による市負担の見込み

- ・ふるさと融資の借入額／5億7,600万円  
(20年償還、据置0年、利率1.025%、半年賦元金均等で積算)
- ・借入元本は最終的に事業者が負担し、市は借入金の利子等を負担する。
- ・「借入金利子額」、「融資保証料」の75%は、後年次に特別交付税措置される。

##### 《借入金利子》

・借入金利子額	5,960万円・・・①
・特別交付税措置	4,470万円・・・②
・市実質負担額	1,490万円 (①-②)
	<u>(年額／平均74万5,000円)</u>

##### 《融資保証》

・融資保証料	2,908万円・・・③
・特別交付税措置	2,181万円・・・④
・市実質負担額	727万円 (③-④)
	<u>(年額／平均36万3,500円)</u>

#### 6. 今後のスケジュール (予定)

- ・令和7年7月頃 借入申込(国庫・道費補助の内示後)
  - ・令和7年11月 第4回定例市議会での補正予算案提出
- ※市負担分の財源は、社会福祉事業推進基金を予定。

(2)障害児通所支援(76ページから77ページ)

児童発達支援

通所施設において、児童への日常生活における基本的動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行います。また、肢体や体幹機能の障がいのある児童に対して、医療機関と連携した治療を行います。

主な利用者／発達が心配な就学前の児童、障がいのある就学前の児童  
肢体や体幹機能の障がいのある児童

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	147	179	215	259	311	373
利用量(人日/月)	552	701	1,079	1,297	1,558	1,869

※医療型児童発達支援は、児童福祉法の改正により、令和6年度より児童発達支援に一元化

医療型児童発達支援

年度	利用実績			見込量		
	R3	R4	R5見込	R6	R7	R8
利用者数(人/月)	0	0	0	児童発達支援に一元化		
利用量(人日/月)	0	0	0			